

## 独立行政法人国立高等専門学校機構契約公表基準

事務局長裁定

制 定 平成19年12月28日

一部改正 令和 7年 5月30日

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、業務の公共性に鑑み、業務運営の適正性・透明性を確保するため、契約の公表について下記により実施するものとする。

### 1. 公表対象契約

公表の対象とする契約は、機構の支出の原因となる契約であって、予定価格が独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第13条第一号、第二号、第三号及び第六号のそれぞれの金額以上であり、かつ、機構の行為を秘密にする必要のない契約とする。

### 2. 公表事項

- (1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生ずるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) 随意契約によることとした機構の業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由（理由は具体的かつ詳細に記載する。）
- (10) 文部科学省所管の公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

### 3. 公表方法等

- (1) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに工事（工事に係る調査及び

設計業務等を含む。)と物品等又は役務をそれぞれ別表にして行うものとする。

- (2) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。
- (3) 機構本部及び各学校の契約担当役は、締結した公表対象契約を取りまとめ、ホームページ上で公表する。
- (4) 公表時期は、公表対象契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表するものとする。
- (5) 公表期間は、公表対象契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

附 則（平成19年12月28日 制定）

- 1 この基準は、平成20年1月1日以降に契約締結するものから適用するものとする。
- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構随意契約公表基準（平成18年12月1日事務局長裁定）は、廃止する。
- 3 この基準適用前に、契約を締結したものについては、なお、従前の例による。

附 則（令和7年5月30日一部改正）

この基準は、令和7年5月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。